

みえ森と緑の県民税評価委員会の役割について

1. みえ森と緑の県民税評価委員会の設置

県では、平成26年三重県議会定例会6月定例月会議での議決を経て「みえ森と緑の県民税評価委員会条例」（以下「条例」という。）を制定し、7月17日に条例を公布・施行しました。

2. 委員会の設置

条例第1条では、次のとおり定めています。

みえ森と緑の県民税基金条例（平成25年三重県条例9号）第1条に規定するみえ森と緑の県民税基金を財源とする事業（次条第1号及び第2号において「基金事業」という。）の実施後の評価等について調査審議するため、知事の附属機関として、みえ森と緑の県民税評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

3. 委員会の所掌事項

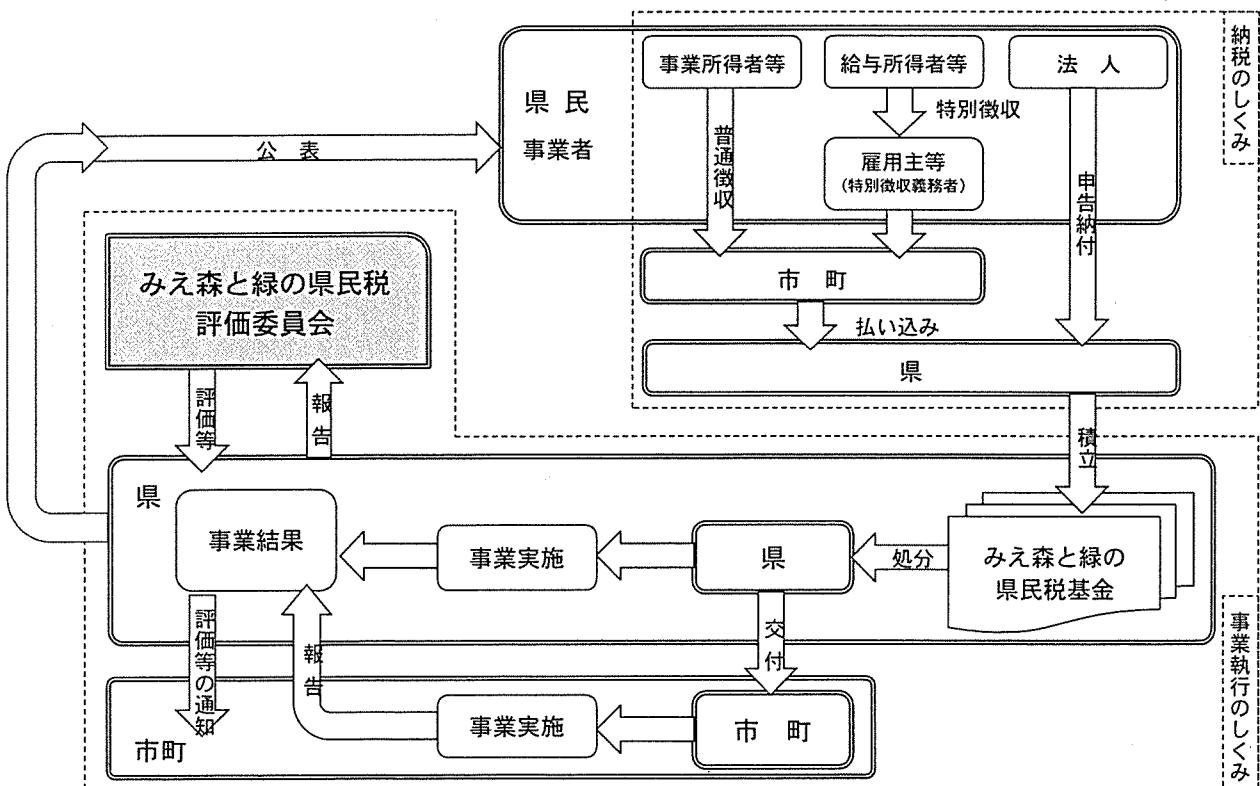
条例第2条では、委員会の所掌事項を次のとおり定めています。

委員会は、知事の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- 1 基金事業の実施後の評価に関する事項
- 2 基金事業についての提言に関する事項
- 3 みえ森と緑の県民税条例（平成25年三重県条例10号）附則第5項に規定するおむね5年ごとに行う同条例の施行の状況についての検討に関する事項
- 4 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

4. 委員会の位置づけ

委員会と県・市町・県民・事業者等との関係を整理すると次のとおりです。



5. 調査審議事項について

条例第2条第1項第1号から第3号についての考え方を整理すると次のとおりです。

条例第2条第1項第1号

1 基金事業の実施後の評価に関する事項

[考え方]

基金事業の実施後に、その結果を踏まえて委員会から「評価」をいただくことを想定して規定した条文です。したがって、例えば、実施前の計画段階において県から委員会に対して基金事業の採択等に関する意見を求めるはありません。

この「基金事業の実施後の評価」は、毎年度・事業毎に実施していただきます。

条例第2条第1項第2号

2 基金事業についての提言に関する事項

[考え方]

基金事業の結果を踏まえて、委員会から「提言」をいただくことを想定して規定した条文です。毎年度・事業毎に行う第1号に基づく評価を踏まえて、「提言」をいただきます。

また、次の第3号による調査審議をいただいく中で、5年目に総括していただく「提言」も含みます。

条例第2条第1項第3号

3 みえ森と緑の県民税条例（平成25年三重県条例第10号）附則第5項に規定するおおむね5年ごとに行う同条例の施行の状況についての検討に関する事項

[考え方]

みえ森と緑の県民税条例附則第5項では、

知事は、この条例の施行後おおむね5年ごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

と規定しており、この規定に関して調査審議いただくことを想定して規定した条文です。

5年目に、それまでに実施した各年度の基金事業の結果やそれらに対する評価・提言を踏まえながら、みえ森と緑の県民税条例の施行状況について調査審議していただき、全体総括していただきます。

みえ森と緑の県民税評価委員会条例をここに公布します。

平成二十六年七月十七日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第七十九号

みえ森と緑の県民税評価委員会条例

(設置)

第一条 みえ森と緑の県民税基金条例（平成二十五年三重県条例第九号）第一条に規定するみえ森と緑の県民税基金を財源とする事業（次条第一号及び第二号において「基金事業」という。）の実施後の評価等について調査審議するため、知事の附属機関として、みえ森と緑の県民税評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第二条 委員会は、知事の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

一 基金事業の実施後の評価に関する事項

二 基金事業についての提言に関する事項

三 みえ森と緑の県民税条例（平成二十五年三重県条例第十号）附則第五項に規定するおおむね五年ごとに行う同条例の施行の状況についての検討に関する事項

四 前二号に掲げるものほか、知事が必要と認める事項

(組織)

第三条 委員会は、委員十人以内で組織する。

2 前項の場合において、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(委員)

第四条 委員は、学識経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第五条 委員会に、委員長及び副委員長各一人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を總理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第七条 委員会の庶務は、農林水産部において処理する。

(委任)

第八条 この条例に定めるものほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員長が委員会に諮つて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

写

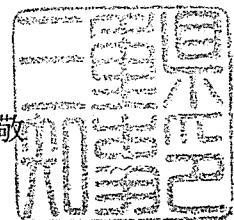
農林水第32-190号

みえ森と緑の県民税評価委員会

みえ森と緑の県民税評価委員会条例第2条の規定により、次の事項について
貴委員会の意見を求める。

平成26年10月22日

三重県知事 鈴木英敬



- 1 みえ森と緑の県民税基金事業の実施後の評価に関する事項
- 2 みえ森と緑の県民税基金事業についての提言に関する事項
- 3 みえ森と緑の県民税条例附則第5項に規定するおおむね5年ごとに行う
同条例の施行の状況についての検討に関する事項